

提出書類チェックリスト

令和9年度申請用

申込必要書類				
□ 1	提出書類チェックリスト・ 保育所等入所に関する確認書	1世帯1枚(両面の場合)		
□ 2	保育所等利用申込書(両面)	子ども1人につき1枚		
□ 3	給付認定申請書(両面)	子ども1人につき1枚		
□ 4	児童の状況	1枚に子ども2人まで記載可 (希望園すべての園の見学済み確認ができるもの。)		
□ 5	保育の必要性を証明する書類	下記5-1～5-9 (同一生計の方全員分)		
保育の必要性を証明する書類 証明書の有効期限は、発行日が入所希望日から6か月以内のもの ※同一生計の方全員分が必要です。(18歳以上(高校生は除く)65歳未満の方)				
	要件	必要書類	補足	
□5-1	月64時間以上の就労 (育児休業から復職予定の方 や就労予定を含む)	就労証明書 (就労先事業者が証明するもの)	利用希望月から起算して6か月以内のものが有効です。 (例:令和9年4月申込の場合、令和8年10月1日以降の証明日が有効)	
□5-2	自営業・内職 等の場合	①就労証明書 (事業主が記載するもの) ②自営の証明となる書類	「②自営の証明」として次のいずれかの書類をご提出ください。 □個人事業の開業届の写し □営業許可書の写し □登記事項証明書の写し □確定申告書(控)等の事業の収入を証明するものの写し □その他自営(内職)が確認できる書類(請負契約書他) □業務委託は委託契約書の写し	
	育休復帰の 場合	①就労証明書 ②育児休業給付金支給決定通知 または雇用保険被保険者証、 共済加入者は辞令の写し等	・就労証明書NO9.11.15.16の抜けがないようにしてください。 ・②の提出が不可の場合、法定の育休の取得が確認できないため、育 休復帰に該当しません。	
□5-3	求職活動中の方 (起業準備を含む)	ハローワーク受付票の写し又は求職活動の状況が分かる申立書		
□5-4	就学(職業訓練校等を 含む) (高校生は不要)	①在学証明書(学生証の写し)又は 職業訓練の受講を説明する証明書 ②授業時間割の写し (就学時間、日数が分かるもの)	学校教育法に規定する学校、その他これらに準ずる教育施設や、 公共職業能力開発施設による職業訓練を受けていること	
□5-5	妊娠、出産	母子手帳の写し又は診断書	表紙及び分娩予定日または出 生日が確認できるページ	
□5-6	保護者の疾病、障害の場 合	診断書(原本)又は障害者手帳 の写し(表紙及び分娩予定日また は出生日が確認できるページ)	※診断書については、 自宅での保育が困難であり、保育所等で の保育が必要な旨が記載されている必要 があります。 (この旨の記載がない場合、受理できません。)	
□5-7	同居又は長期入院している 親族の常時介護、看護	①介護・看護の状況調書 ②診断書(原本)又は障害者手 帳の写し		障害手帳のほか介護保険被保 険者証も可
□5-8	災害復旧の場合	罹災証明書等の写し		

世帯状況により必要な書類		
□ 6	育休復帰の場合 (申請時の就労証明書と同条件復職及び復職後6か月以上の従事前提の方)	産前産後・育児休業 復職に関する誓約書 ※提出がない場合、加点对象外です。
□ 7	同一生計の方で18歳以上65歳未満の方がいる場合 (高校生は必要ありません。)	状況に応じて上記5のいずれか <u>求職中や提出ができない場合は減点になります。</u>
□ 8	同一住所で祖父母等と二世帯住宅(完全別居)で生活している方	二世帯住宅の場合、別居として取り扱う→公共料金(電気、ガス、水道)の同月における各々の領収書の写し (完全別居の証明ができれば、上記6は不要)
□ 9	ひとり親の方(離婚予定を含む)	次のいずれかの書類を提出してください。 □児童扶養手当証書の写し □戸籍全部事項証明書(戸籍謄本) □離婚調停期日通知書の写し □離婚協議中であることがわかる弁護士等による証明(公正証書など) ※上記書類の提出があっても次の場合は、同一生計とみなし、ひとり親家庭には該当しません。 ・住所地在同一の場合 ・内縁の夫(妻)がいる場合 ・住所地は別だが、生活費の授受がある場合
□ 10	認可外施設に月極で預けている方	在園証明書、利用契約書、領収書等 ※現在就労中等(育休中、求職中は除く)の場合のみ
□ 11	一時預かりに定期利用で預けている方	一時預かり事業決定通知書、領収書 ※現在就労中等(育休中、求職中は除く)の場合のみ
□ 12	市内の認可保育施設に保育士、保健師、看護師、准看護師、栄養士、調理師として在勤、又は在勤予定で加点を希望する場合	保育士等優先入所に関する誓約書(1年以上の在勤が条件。) ※提出がない場合、加点对象外です。
□ 13	障害者手帳の写し	申込児童と同居する家族で障害者手帳が交付されている場合

○書類提出の際に、本人確認しております。マイナンバーカード等の身分の確認できる書類をお持ちください。

綾瀬市から綾瀬市外の保育所を希望する方【転出、在勤】

希望する保育所所在の市区町村へ直接お問い合わせください。書類の提出先は綾瀬市になります。(例外有)

利用を希望する市町村の締切日の10日前までに綾瀬市保育課窓口にご提出ください。